

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 DSL等接続専用合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道	54,842																										
青森県		14,746																									
岩手県			13,956																								
宮城県				29,353																							
秋田県					10,026																						
山形県						10,793																					
福島県							18,349																				
茨城県								28,870																			
栃木県									18,905																		
群馬県										19,755																	
埼玉県											89,933																
千葉県												70,218															
東京都													298,895														
神奈川県														127,529													
新潟県															23,451												
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																			7,534								
長野県																				21,922							
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	54,842	14,746	13,956	29,353	10,026	10,793	18,349	28,870	18,905	19,755	89,933	70,218	298,895	127,529	23,451				7,534	21,922							

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。  
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。  
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。  
 4 品目ごとに別業とすること。  
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。  
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。  
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。  
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。  
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



サービスの種類(細区分) DSL等接続専用  
 伝送方式の種類  
 品目 利用回線型メニュー

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道	7,620																										
青森県		3,290																									
岩手県			2,641																								
宮城県				3,054																							
秋田県					1,274																						
山形県						1,719																					
福島県							3,875																				
茨城県								6,116																			
栃木県									2,253																		
群馬県										3,236																	
埼玉県											17,202																
千葉県												11,963															
東京都													26,605														
神奈川県														21,981													
新潟県															3,599												
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																				1,288							
長野県																					4,415						
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	7,620	3,290	2,641	3,054	1,274	1,719	3,875	6,116	2,253	3,236	17,202	11,963	26,605	21,981	3,599					1,288	4,415						

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。  
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。  
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。  
 4 品目ごとに別業とすること。  
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。  
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。  
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。  
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。  
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 契約者回線型

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道	47,222																										
青森県		11,456																									
岩手県			11,315																								
宮城県				26,299																							
秋田県					8,752																						
山形県						9,074																					
福島県							14,474																				
茨城県								22,754																			
栃木県									16,652																		
群馬県										16,519																	
埼玉県											72,731																
千葉県												58,255															
東京都													272,290														
神奈川県														105,548													
新潟県															19,852												
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																			6,246								
長野県																				17,507							
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	47,222	11,456	11,315	26,299	8,752	9,074	14,474	22,754	16,652	16,519	72,731	58,255	272,290	105,548	19,852				6,246	17,507							

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。  
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。  
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。  
 4 品目ごとに別業とすること。  
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。  
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。  
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。  
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。  
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

